



守口市消費生活センター くらしナビ

「市に頼まれた」とウソの説明で訪問してきた住宅用火災警報器販売業者

助言



事例

大手電機メーカーの名札を付けた男性3人が、「法律で玄関と台所に火災警報器を設置する義務がある。市から頼まれて取り付けに来た」と訪問してきた。玄関と台所の2台分1万4千円と言われたが「今すぐ払えない」と断ると、「また来週来る」と言って帰った。業者の言うことは本当か。

住宅用火災警報器の訪問販売による問題のある勧誘の相談が入っています。

平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、当時設置した機器が交換時期を迎えていることもあり、点検と称して訪問し、強引に新しい機器の購入を勧められたり、高額な電池の交換を勧められたという点検商法のトラブルも発生しています。

市が住宅用火災警報器の設置や点検などを事業者に依頼することはありません。

住宅用火災警報器は、消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられていますが、原則として「寝室」と「階段」に設置することになっています。

すでに設置している家庭では、定期的に、正常に作動するか、電池切れはないか等を点検し、適切な維持管理を怠ることのないように心がけましょう。

住宅用火災警報器には、国が定める技術上の基準があり、技術基準に基づく検定品のみ販売が認められ、「検」マークやシール(検定合格を証票)が表示されています。

新規に設置する場合や交換が必要となった場合に備え、設置場所の基準を確認しておきましょう。

また複数の家電量販店やホームセンターなどで品質や価格などを比較検討して適切な機器を購入しましょう。

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約日からの期間や、勧誘・契約状況によりクーリング・オフできることもあります。

特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売の際、勧誘を断った人への再勧誘を禁止しています。

不要な勧誘を受けたり、説明の内容に少しでもおかしいと感じたときは、きっぱりと勧誘を断りましょう。



検定合格証票(「検」マーク)

平成26年4月から販売国家検定合格品に表示

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター(守口市役所内)

相談時間 午前9時00分~午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188(局番なし)